

背景

災害対策基本法の改正  
(平成24年6月)

中央防災会議防災対策推進検討会議  
の最終報告  
(平成24年7月)

原子力規制委員会設置法等の制定  
(平成24年6月)

凡例

- ：流山市に影響あり  
(記載済みかは不明)
- △：影響するか要検討
- ×：影響なし

1 大規模広域災害への対策 ○

1 災害に対する即応力の強化

- 1 発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化  ×  
(市町村が被害状況報告できなくなった場合に、都道府県が自ら情報収集)
- 2 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備え  ×  
(受援・支援計画の作成、協定の締結)
- 3 地方公共団体と民間団体間における協定締結等を推進  ×  
(例：物資調達・供給協定)
- 4 多様な主体による共同防災訓練の実施  ○  
(国、公共機関、地方公共団体、学校、NPO等の参加の促進)
- 5 複合災害への対応(対策本部間の連絡・調整、要員・資機材の投入計画作成、複合災害を想定した訓練等)  ○

2 被災者への対応改善

- 1 要請を待たずに物資の輸送を開始するなど、 ×  
救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの導入
- 2 市町村・都道府県の区域を越えた被災者の受入れ(広域一時滞在)協定締結の推進  ×
- 3 市町村を越えた広域的な避難者について、避難元と避難先の地方公共団体の連携強化  ×  
(例 避難者情報の共有による、情報や物資の避難者への確実な送付)

3 教訓伝承、防災教育の強化等による地域の防災力の向上

- 1 住民による災害教訓伝承とその支援  △  
(国民運動の一環としての啓発、災害に係る資料の収集・保存・公開)
- 2 地域防災計画の策定への多様な主体の参画(例：女性、障害者等)  ○

2 原子力災害への対策 ×

- 1 政府の原子力災害への対応強化  ×
- 2 オンサイト対応(事故収束活動の体制・支援)  ×
- 3 オフサイト対応(住民防護・被災者支援)  ×  
○区域ごとに予め避難手順を定めておく計画の準備の導入、SPEEDIの予測結果の公表手順の明確化を含む緊急時モニタリングの体制整備等による住民防護措置の強化
- 原子力被災者生活支援チームの設置により、避難住民の受入先確保、一時立入り等の緊密な支援を行う体制を構築
- 4 防災インフラ・防災資機材の充実  ×  
○官邸、原子力規制庁、原子力事業者、自治体を繋ぐTV会議等の通信網の整備
- 複合災害時にも途絶しない通信網を確保するため、衛星回線等による経路の多重化、非常用電源の確保を実施
- オフサイトセンターの設備基盤強化(例：放射線防護対策の強化、代替施設の確保)
- 5 事後対策  ×  
○緊急事態解除宣言後も、政府が健康相談や除染等に責任を持つ体制を明記

3 文言の追加

- 1 災対法改正に伴わない文言の追加・修正  ○

## 1-1 災害に対する即応力の強化 修正

### 趣旨

- 1 発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化…災害対策基本法第21条、第23条第2項、第3項、53条第6項に基づく修正のため省略
- 2 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備え…災害対策基本法第46条(災害予防及びその実施責任者)に基づく修正のため省略
- 3 地方公共団体と民間団体間における協定締結等を推進…災害対策基本法の改正には該当しないが、文言を追加するもの 修正
- 4 多様な主体による共同防災訓練の実施…災害対策基本法の改正には該当しないが、文言を追加するもの 修正
- 5 複合災害への対応…災害対策基本法の改正には該当しないが、文言を追加するもの 修正

## 1-2 被災者への対応改善 修正

### 趣旨

- 1 要請を待たずに物資の輸送を開始するなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの導入…災害対策基本法第86条の16及び17に基づく修正のため省略
- 2 市町村・都道府県の区域を越えた被災者の受入れ(広域一時滞在)協定締結の推進…災害対策基本法第86条の2から第86条の6に基づく修正のため省略
- 3 市町村を越えた広域的な避難者について、避難元と避難先の地方公共団体の連携強化…災害対策基本法第86条の2から第86条の6に基づく修正のため省略

## 1-3 教訓伝承、防災教育の強化等による地域の防災力の向上 修正

### 趣旨

- 1 住民による災害教訓伝承とその支援…災害対策基本法第47条の2(防災教育)に基づく修正は省略、その他住民の責務規定(伝承)については、修正
- 2 地域防災計画の策定への多様な主体の参画…災害対策基本法の改正には該当しないが、文言を追加するもの 修正

## 2-4 防災インフラ・防災資機材の充実 影響なし

### 趣旨

○官邸、原子力規制庁、原子力事業者、自治体を繋ぐTV会議等の通信網の整備...

## 3-1 災対法改正に伴わない文言の追加・修正 修正

### 趣旨

○文言の追加・形式的修正...修正

趣旨

災害に対する諸対策（項目追加）  
 避難誘導體制の主体となる者の明確化（文言の修正・項目追加）

修正前

修正後

防災基本計画  
 第4編  
 風水害対策編  
 第1章  
 災害予防  
 4  
 災害教訓の伝承  
 第6節  
 迅速かつ円滑な  
 災害応急対策、  
 災害復旧・復興  
 への備え  
 P17  
 (H24.9修正)  
 1 災害発生直前  
 対策関係  
 P136

(2) 住民の避難誘導體制  
 ○地方公共団体は、高齢者、障害者等の災害時要援護者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備を図るものとする。

(新設)

(新設)

(2) 住民の避難誘導體制  
 ○地方公共団体は、高齢者、障害者等の災害時要援護者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民政委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

○地方公共団体は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

○市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

趣 旨

災害に対する諸対策（項目追加）  
避難誘導體制の主体となる者の明確化（文言の修正・項目追加）

修正前

修正後

流山市  
地域防災計画  
風水害等対策編  
風-2-65  
第2章  
災害予防計画  
第8節  
避難対策  
第2  
避難誘導體制の  
整備

1 避難計画の作成 2-65  
市及び防火管理者は、平常時から安全な避難場所、災害危険箇所等の所在を住民に周知徹底を図るものとする。自主防災組織（自治会）は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、地域別に避難場所、避難路、避難指示等の伝達体制、避難誘導體制等を示した避難計画を作成して、地域住民の避難の安全・迅速・円滑化を図る。  
また、市は、避難計画の作成に際し、支援・助言等を行う。  
なお、高齢者、障害者、外国人、子供及び乳幼児等の災害時要援護者を適切に誘導するための体制整備に、特に留意する必要がある。  
なお、高齢者、障害者、外国人、子供及び乳幼児等の災害時要援護者を適切に誘導するための体制整備に、特に留意する必要がある。

防災危機管理課

2 安否確認方法の検討  
住民の安否確認については、各避難所において、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、災害時要援護者支援団体等で行うものとする。

風水害等対策編  
風-3-166  
第3章 災害応急  
対策計画  
第10節  
応急教育計画  
第1 児童・生徒  
の安全確保  
教育総務課  
学校教育課  
指導課  
各学校

3 避難誘導體制の整備  
市は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難場所標示板や案内板の整備や維持管理に努める。また、災害時要援護者にも配慮した分かりやすい表示方法等についても、十分検討する。

2 児童・生徒の避難等  
(1) 在校時の措置 3-166  
キ 引き渡し  
児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ定めた方法で確実に行う。

風-3-95  
第3章 災害応急  
対策計画  
第5節 避難計画  
第5 避難誘導の  
方法  
コミュニティ課  
市民課  
高齢者いきがい  
推進課  
介護支援課  
障害者支援課  
健康増進課  
子ども家庭課  
保育課

3 学校、事業所等の場合 3-95  
学校、幼稚園、保育園（所）、事業所、百貨店及びその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。  
ただし、学校、幼稚園、保育園（所）、福祉施設及び夜間に多数の人が集まっている場所等については、災害の規模、状況により市災害対策本部が必要と認めるときは市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。

〇 避難計画の作成 2-65  
市及び防火管理者は、平常時から安全な避難場所、災害危険箇所等の所在を住民に周知徹底を図るものとする。自主防災組織（自治会）は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、地域別に避難場所、避難路、避難指示等の伝達体制、避難誘導體制等を示した避難計画を作成して、地域住民の避難の安全・迅速・円滑化を図る。  
また、市は、避難計画の作成に際し、支援・助言等を行う。

なお、高齢者、障害者、外国人、子供及び乳幼児等の避難行動要支援者を適切に誘導するための体制整備に、特に留意する必要がある。

2 安否確認方法の検討  
市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら行うものとする。  
なお、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

3 避難誘導體制の整備  
市は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難場所標示板や案内板の整備や維持管理に努める。また、災害時要援護者にも配慮した分かりやすい表示方法等についても、十分検討する。

※ 学校と保護者間の児童に対する引き渡しのルールが記載されており、修正しない方向です

※ 市と学校、幼稚園、保育園等の連携体制の構築についての記載があるため、修正しない方向です

趣 旨

複合災害への対応について項目を追加するもの

修正前

修正後

防災基本計画  
第2編 地震災害対策編  
第1章 災害予防  
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え  
(新設)  
(新設)  
(新設)  
P89  
P90  
(H24.9修正)

第2編 地震災害対策編  
第1章 災害予防  
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え  
8 複合災害対策関係  
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し，それらの影響が複合化することにより，被害が深刻化し，災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し，防災計画等を見直し，備えを充実するものとする。（項）  
  
○国，地方公共団体等の防災関係機関は，災害対応に当たる要員，資機材等について，後発災害の発生が懸念される場合には，先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど，望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ，要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに，外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。（項）

千葉県  
地域防災計画

流山市  
地域防災計画  
複合災害対策編  
複-7  
○複合災害対策編  
第2章 災害予防計画  
第4節 防災施設・体制等の整備計画  
第3款 広域応援協力体制の整備  
地震災害対策編を準用する

※ 複合災害編が整備されているため修正しない方針です。

○複合災害対策編  
第2章 災害予防計画  
第4節 防災施設・体制等の整備計画  
第3款 広域応援協力体制の整備  
地震災害対策編を準用する。なお，災害対応に当たる要員，資機材等について，後発災害の発生が懸念される場合には，先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど，望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ，要員・資機材の投入判断を行い，外部からの支援を早期に要請する体制を整える。

趣旨

復旧・復興に際し、あらゆる者からの参画の促進（文言追加）

修正前

修正後

防災基本計画 第2編地震災害 対策編 第3章 災害復 旧・復興 第1節 地域の復 旧・復興の基本 方向の決定 P74 (H24.9修正)	〇被災地の復旧・復興は、地方公共団体が主体となって住民の意向を尊重し、つつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。	〇被災地の復旧・復興は、地方公共団体が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。 <u>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進するものとする。</u>
---	---	--

千葉県  
地域防災計画

流山市 地域防災計画 地震災害対策編 地-4-20 防災危機管理課 企画政策課 各課	第4章 災害復旧計画 第1節 市民生活安定のための緊急措置計画 第1 災害復旧・復興の基本方向の決定  地震による災害の発生後、市は復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定するとともに、激甚災害の指定を受けた場合には激甚法の規定も踏まえ、適切な復旧計画を立て、実施するものとする。 すなわち、地震による災害の発生後、市は被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して迅速な現状復旧を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり、さらに市の目指すイメージの実現を踏まえた計画的復興を行うかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。また、必要と考えられる場合には、速やかに基本的方向に沿った復興計画の作成及び関連事務手続等を行うものとする。 なお、復旧・復興に当たっては、住民の意向を十分に尊重し、市と住民との協働により計画的に事業を進めるものとし、復興調査や復興計画の策定について、事前に各方面からの研究を行うとともに、復旧・復興の推進のために国や県の協力を求めるものとする。	第4章 災害復旧計画 第1節 市民生活安定のための緊急措置計画 第1 災害復旧・復興の基本方向の決定  地震による災害の発生後、市は復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定するとともに、激甚災害の指定を受けた場合には激甚法の規定も踏まえ、適切な復旧計画を立て、実施するものとする。 すなわち、地震による災害の発生後、市は被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して迅速な現状復旧を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり、さらに市の目指すイメージの実現を踏まえた計画的復興を行うかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。また、必要と考えられる場合には、速やかに基本的方向に沿った復興計画の作成及び関連事務手続等を行うものとする。 なお、復旧・復興に当たっては、住民の意向を十分に尊重し、市と住民との協働により計画的に事業を進める。 <u>その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画や、障害者、要支援・要介護認定者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</u> 復興調査や復興計画の策定について <u>は</u> 、事前に各方面からの研究を行うとともに、復旧・復興の推進のために国や県の協力を求めるものとする。
--	--	---

趣旨

防災まちづくりの実施(文言追加)

修正前

修正後

<p>防災基本計画 第4編風水害対策編 第3章 災害復旧・復興 第3節 計画的復興の進め方 2 防災まちづくり (2編3章3節P76スリム化) (H24.9修正)</p>	<p>○必要に応じ、地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。</p>	<p>○地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。<u>併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</u></p>
---	--	--

<p>千葉県 地域防災計画</p>	<p>地震災害対策編 第4章 災害復旧計画 第2節 生活関連施設等の復旧計画・復興計画 第1 災害復旧・復興の基本方向の決定 【防災危機管理課・企画政策課・各課】 地震による災害の発生後、市は復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定するとともに、激甚災害の指定を受けた場合には激甚法の規定も踏まえ、適切な復旧計画を立て、実施するものとする。 すなわち、地震による災害の発生後、市は被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して迅速な現状復旧を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり、さらに市の目指すイメージの実現を踏まえた計画的復興を行うかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。また、必要と考えられる場合には、速やかに基本的方向に沿った復興計画の作成及び関連事務手続等を行うものとする。 なお、復旧・復興に当たっては、住民の意向を十分に尊重し、市と住民との協働により計画的に事業を進めるものとし、復興調査や復興計画の策定について、事前に各方面からの研究を行うとともに、復旧・復興の推進のために国や県の協力を求めるものとする</p>	<p>地震災害対策編 第4章 災害復旧計画 第2節 生活関連施設等の復旧計画・復興計画 第1 災害復旧・復興の基本方向の決定 【防災危機管理課・企画政策課・各課】 地震による災害の発生後、市は復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定するとともに、激甚災害の指定を受けた場合には激甚法の規定も踏まえ、適切な復旧計画を立て、実施するものとする。 すなわち、地震による災害の発生後、市は被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して迅速な現状復旧と再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるよう復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。また、必要と考えられる場合には、速やかに基本的方向に沿った復興計画の作成及び関連事務手続等を行うものとする。 なお、復旧・復興に当たっては、住民の意向を十分に尊重し、市と住民との協働により計画的に事業を進めるものとし、復興調査や復興計画の策定について、事前に各方面からの研究を行うとともに、復旧・復興の推進のために国や県の協力を求めるものとする</p>
-----------------------	---	---

<p>流山市 地域防災計画 地震災害対策編 地-4-20 防災危機管理課 企画政策課 各課</p>	<p>地震災害対策編 第4章 災害復旧計画 第2節 生活関連施設等の復旧計画・復興計画 第1 災害復旧・復興の基本方向の決定 【防災危機管理課・企画政策課・各課】 地震による災害の発生後、市は復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定するとともに、激甚災害の指定を受けた場合には激甚法の規定も踏まえ、適切な復旧計画を立て、実施するものとする。 すなわち、地震による災害の発生後、市は被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して迅速な現状復旧を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり、さらに市の目指すイメージの実現を踏まえた計画的復興を行うかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。また、必要と考えられる場合には、速やかに基本的方向に沿った復興計画の作成及び関連事務手続等を行うものとする。 なお、復旧・復興に当たっては、住民の意向を十分に尊重し、市と住民との協働により計画的に事業を進めるものとし、復興調査や復興計画の策定について、事前に各方面からの研究を行うとともに、復旧・復興の推進のために国や県の協力を求めるものとする</p>	<p>地震災害対策編 第4章 災害復旧計画 第2節 生活関連施設等の復旧計画・復興計画 第1 災害復旧・復興の基本方向の決定 【防災危機管理課・企画政策課・各課】 地震による災害の発生後、市は復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定するとともに、激甚災害の指定を受けた場合には激甚法の規定も踏まえ、適切な復旧計画を立て、実施するものとする。 すなわち、地震による災害の発生後、市は被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して迅速な現状復旧と再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるよう復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。また、必要と考えられる場合には、速やかに基本的方向に沿った復興計画の作成及び関連事務手続等を行うものとする。 なお、復旧・復興に当たっては、住民の意向を十分に尊重し、市と住民との協働により計画的に事業を進めるものとし、復興調査や復興計画の策定について、事前に各方面からの研究を行うとともに、復旧・復興の推進のために国や県の協力を求めるものとする</p>
---	---	---

趣 旨

災害予防施策（災対法第8条第2項関係）

修正前

修正後

<p>防災基本計画 第2編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進 P86 (H24.9修正)</p>	<p>第2編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進 3 国民の防災活動の環境整備 (1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 ○消防庁及び地方公共団体は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。</p>	<p>第2編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進 3 国民の防災活動の環境整備 (1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 ○消防庁及び地方公共団体は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。</p>
	<p>○消防庁及び地方公共団体は平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。 (略)</p>	<p>○消防庁及び地方公共団体は、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。 (略)</p>
<p>千葉県 地域防災計画 第2編 地震・津波編 第2章 災害予防計画 第4節 消防計画</p>	<p>1 消防体制・施設の強化（防災危機管理部・市町村） (2) 消防団の充実・強化 市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。 県は、市町村と連携して消防団の活性化を推進し、消防団活動に関する普及・啓発活動を実施するとともに、消防団の施設・設備に対し、必要に応じ支援する。</p>	
<p>流山市 地域防災計画 地震災害対策編 地-2-26 消防本部 防災危機管理課 建築住宅課</p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 都市防災計画 3 消防力の強化 (1) 消防組織の拡充強化 イ 消防団の強化 消防団は、地震災害時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮していくことが必要である。 消防団員の確保のため市の留意すべき事項 (ア) 消防団に関する住民意識の高揚 (イ) 処遇の改善 (ウ) 消防団の施設・装備の改善 (エ) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等</p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 都市防災計画 3 消防力の<b>育成</b>強化 (1) 消防組織の拡充強化 イ 消防団の強化 消防団は、地震災害時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮していくことが必要である。 消防団員の確保のため市の留意すべき事項 (ア) 消防団に関する住民意識の高揚 (イ) 処遇の改善 (ウ) 消防団の施設・装備の改善 (エ) <b>教育訓練体制の充実</b> <b>(オ) 青年層・女性層を始めとした団員の入団促進、能力活用</b> <b>(カ) 消防団の活性化と育成</b></p>

趣 旨

災害予防（災対法第8条第2項関係）

修正前

修正後

<p>防災基本計画 第2編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進 P86 (H24.9修正)</p>	<p>第2編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進 3 国民の防災活動の環境整備 (2) 防災ボランティア活動の環境整備</p>	<p>第2編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進 3 国民の防災活動の環境整備 (2) 防災ボランティア活動の環境整備</p>
<p>○地方公共団体は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。</p>		<p>○地方公共団体は、<u>平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに</u>、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。</p>
<p>○国及び地方公共団体は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。</p>		<p>○国及び地方公共団体は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において<u>防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。</u></p>
<p>千葉県 地域防災計画 第2編 地震・津波編 第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上</p>	<p>第2編地震・津波編 第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上 4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村） (略) 自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。 また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と市町村は協力してこれを促進する。 なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。</p>	<p>第2章 災害予防計画 第1節 訓練及び防災知識の普及計画 第3 自主防災組織の整備 1 自主防災組織の育成 (略) また、自主防災組織及び消防団等地域の組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする</p>
<p>流山市 地域防災計画 地震災害対策編 地-2-6 防災危機管理課</p>	<p>第2章 災害予防計画 第1節 訓練及び防災知識の普及計画 第3 自主防災組織の整備 1 自主防災組織の育成 (略) また、自主防災組織及び消防団等地域の組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする</p>	<p>第2章 災害予防計画 第1節 訓練及び防災知識の普及計画 第3 自主防災組織の整備 1 自主防災組織の育成 (略) また、自主防災組織及び消防団等地域の組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による<u>NPO等のボランティア団体の活動支援</u>や防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする</p>

避難所の運営管理（配慮の文言の追加）

修正前

修正後

防災基本計画  
第2編  
地震災害対策編  
第2章  
災害応急対策  
第5節  
避難収容及び情報  
提供活動  
2 避難場所  
P62  
(H24.9修正)

(2) 避難場所の運営管理  
○地方公共団体は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。  
○地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。  
○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

5 災害時要援護者への配慮  
P65

○避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

流山市  
地域防災計画  
地震災害対策編  
地-3-88  
地-3-90  
第3章 災害応急  
対策計画  
第8避難所の運営  
1 避難所運営組織  
の設置

第8 避難所の運営 1 避難所運営組織の設置 3-88  
市は、避難所運営組織の緊密な連携のもとに、各避難所マニュアルに基づいて、避難所の運営を行うものとする。  
なお、平常時において避難所運営体制について協議されていない避難所においては、避難所の運営を円滑に行うため、避難所の責任者は、自主防災組織（自治会）、市職員、施設管理者、指定管理者及びボランティア代表による協議の場を設け、調整を行い、避難所運営組織を結成する。避難所運営組織の構成員については、女性の参画の促進に努めるものとする。

コミュニティ課  
市民課  
高齢者いきがい推進課  
介護支援課  
障害者支援課  
健康増進課  
子ども家庭課  
保育課

4 避難所の生活環境の保持 3-90  
本部長は、避難所の生活環境に常に注意を払い、良好に保つよう以下の対策を実施するものとする。  
(1) 避難者情報の管理  
各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。  
  
(3) 医療・保健体制  
避難者の健康・精神的ケアについて、救護班を巡回派遣する。避難所生活が長期化する場合は、保健師又は看護師等の常駐等の措置をとる。

(2) 災害時要援護者対策  
ウ 必要に応じて、福祉避難所、老人福祉施設、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。

(2) 避難場所の運営管理  
○地方公共団体は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、地方公共団体は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。  
○地方公共団体は、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報及び避難場所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。  
○地方公共団体は、避難場所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

○避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

※ 避難所運営の役割分担は記載済みのため、修正しない方針です。

O4 避難所の生活環境の保持 3-90  
(略)

(1) 避難者情報の管理  
(略)

また、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

【メモ】  
p.3-185に記載すべき内容

○ (3) 医療・保健体制  
※ 保健師又は看護師等に、「管理栄養士」が含まれるのか？拡大解釈できるのか、ご意見を頂きたい。なお、季節対策、ペット対策は地域防災計画に含まれているため、修正しない方針です

(2) 災害時要援護者対策  
※ 福祉施設職員等の応援体制の文言が追加されているが、左記の連絡調整で記載されているため、修正しない方針です。

趣旨

義援金の迅速な配分に際して、手段の確立

修正前

修正後

<p>防災基本計画 第2編 地震災害対策編 第2章 災害応急対策 第10節 自発的支援の受入れ 2 国民等からの 義援物資、義援 金の受入れ P97、P73 (H24.9修正)</p>	<p>(2) 義援金の受入れ ○義援金の使用については、地方公共団体が義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする。その際、<u>配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</u></p>	<p>(2) 義援金の受入れ ○地方公共団体は、<u>日本赤十字社等の義援金収集体と配分委員会を組織し、義援金の使用について、十分協議の上、定めるものとする。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努めるものとする。また、被害が複数の都道府県に渡る広域災害時には、日本赤十字社等義援金収集体は、寄託された義援金を速やかに地方公共団体に配分すべきであることから、義援金の受付方法の工夫や配分基準をあらかじめ定めておくものとする。</u></p>
--	---	---

千葉県  
地域防災計画

<p>流山市 地域防災計画 地震災害対策編 地-4-15 会計課 商工課 日本赤十字社千 葉県支部 千葉県共同募金 会</p>	<p>地震災害対策編 第4章 災害復旧計画 第1節 市民生活安定のための緊急措置計画 第10 義援金品の配布</p> <p>3 義援金品の配分 ア 被害状況確定後、被災地区や被災者の状況を考慮し、本部長が決定する配分計画に基づき、その一部又は全部を公正に配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。 イ 配分計画の立案は、財政調整課が行う。 ウ 被災者に対する配分に際しては、自治会等に協力を要請し、迅速に実施する。 エ 義援品のうち直ちに利用できる物資は、有効に活用する。</p>	<p>地震災害対策編 第4章 災害復旧計画 第1節 市民生活安定のための緊急措置計画 第10 義援金品の配布</p> <p>3 義援金品の配分 ア 被害状況確定後、被災地区や被災者の状況を考慮し、本部長が決定する配分計画に基づき、その一部又は全部を公正に配分する。その際、<u>あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、出来る限り迅速な配分に努める。</u> イ 配分計画の立案は、財政調整課が行う。 ウ 被災者に対する配分に際しては、自治会等に協力を要請し、迅速に実施する。 エ 義援品のうち直ちに利用できる物資は、有効に活用する。</p>
---	---	--

趣 旨

被災者への生活再建のための体制整備（項目追加）

修正前

修正後

<p>防災基本計画 第2編地震災害 対策編 第3章 災害復 旧・復興 第4節 被災者等 の生活再建等の 支援 P77 (H24.9修正)</p>	<p>(新設)  (新設)  (新設)</p>	<p>○地方公共団体は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>○市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。</p> <p>○国及び地方公共団体は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。</p>
--	---	--

<p>千葉県 地域防災計画</p>	<p>流山市 地域防災計画 地震災害対策編 地-4-1 第4章 災害復旧計画 第1節 市民生活安定の ための緊急措置 計画  防災危機管理課</p>	<p>大災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失する等多くの住民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市及び関係機関は相互に協力し、住民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じるものとする。</p> <p>市は、地震後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、相談窓口の設置や租税及び公共料金等の特例措置、雇用対策等の支援措置を実施するものとする。</p> <p>また、市及び県は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため関係機関、団体等と協力し、各種資金の貸付等の措置を講じるものとし、これらの被災者の自立的な生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ避難等をしている個々の被災者も含めて広報するとともに、市職員や弁護士等を配置した総合的な相談窓口を設置し被災者の利用を促進するものとする。</p> <p>なお、これらの措置に当たっては、県及び市は被災者の自立的な生活再建を的確に支援するため、手続の簡素化、事務処理の迅速化を図るものとする。</p> <p>さらに、市は、災害時における被災者の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため県及び関係機関等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置並びに見舞金の支給を迅速に行うものとする。</p> <p>なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、特定の施設、特定の団体等への配分を指定する見舞金及び寄付金等は含まないものとする。</p>	<p>大災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失する等多くの住民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市及び関係機関は相互に協力し、住民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じるものとする。</p> <p>市は、地震後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、相談窓口の設置や租税及び公共料金等の特例措置、<u>即効性のある臨時的な雇用創出策と、産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。</u></p> <p>また、市及び県は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため関係機関、団体等と協力し、各種資金の貸付等の措置を講じ、<u>被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。</u>これらの被災者の自立的な生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ避難等をしている個々の被災者も含めて広報するとともに、市職員や弁護士等を配置した総合的な相談窓口を設置し被災者の利用を促進するものとする。</p> <p>なお、これらの措置に当たっては、県及び市は被災者の自立的な生活再建を的確に支援するため、手続の簡素化、事務処理の迅速化を図るものとする。</p> <p>さらに、市は、災害時における被災者の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため県及び関係機関等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置並びに見舞金の支給を迅速に行うものとする。</p> <p>なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、特定の施設、特定の団体等への配分を指定する見舞金及び寄付金等は含まないものとする。</p> <p><u>○市は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際も、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることが検討される。</u></p>
-----------------------	--	---	--